

提出書類 法人

（令和3年3月31日までに終了した直近の事業年度しかない法人（前事業年度と対比ができない法人）・令和3年3月31日までに創業後事業年度が終了していない法人）

応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）

(1)第5条各号の書類

金銭消費貸借契約証書の写し及び信用保証協会が発行した「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し

(2)誓約書兼同意書（様式第2号）

(3)通帳の写し（表紙及び表紙を開いた最初の1ページ目）

振込口座の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人が確認できること。

(4)その他、市長が必要と認める書類

※場合により必要な書類

その他（委任状、資本金額及び従業員数、本社所在地等が確認できるもの）

注意

改めて疎明資料（詳細な資料）の提出を市から求める場合があります。

市税の納付状況等の調査や審査を行います。

本応援金は事業者等支援にあたり、法人税法上の課税対象となります。